

# 公益社団法人愛媛県理学療法士会

## 旅費規程

### 第1章 総則

第1条 この規程は、公益社団法人愛媛県理学療法士会（以下、「本会」という）の会務により旅行する役員等に対して支給する旅費等について必要な事項を定める。

第2条 旅費は、本会の役員等が本会の旅行命令により、その会務遂行のため行動する場合に限り支給する。

### 第2章 旅費

第3条 旅費等とは、別に定めたものとする。

第4条 旅費は、勤務地または自宅から会務遂行に必要な路程より算定する。  
2 旅費は、経済的な通常の経路、およびその方法により支給する。

第5条 旅行日数は、会務の円滑な遂行に必要な最小限の日数とする。

第6条 旅行人数は、会務の円滑な遂行に必要な最小限の人数とする。

第7条 利用交通手段は、原則として公共交通機関を利用する。  
2 県外等やむを得ない事情により公共交通機関を利用することが困難な場合、または効率性が著しく阻害される場合は、自家用車を利用できる。自家用車においては、必要なガソリン代を支給する。

第8条 鉄道料金は、別に定めるところによる。  
2 役員等が、特別急行列車を運行する線路により片道50キロメートル以上の旅行をする場合は、鉄道賃のほか、特別急行料金を支給する。  
3 役員等が、寝台料金を必要とする列車により旅行した場合には、最低寝台料金を支給する。ただし車中泊の場合、宿泊料は支給しない。

第9条 船舶料金は、別に定めるところによる。  
2 役員等が、会務上の必要により船中泊した場合には、宿泊料は支給しない。

第10条 航空運賃は、別に定めるところによる。

第11条 会務に利用する自家用車（自動二輪、原動機付自転車を含む）は、役員等が所有し、日常使用しているものであること。  
2 自動車損害賠償保障法に定める強制保険のほか、任意保険（役員等が運転中に事故が発生したとき、保険費の支払いが可能なものに限る）に加入していること。

第12条 自家用車をフェリーで搬送した場合にあっては、会長が会務の性質上必要があると認めた場合に、フェリー代の実費を支給する。

第13条 自家用車で有料橋梁を通行した場合にあっては、会長が会務の性質上必要があると認めた場合に、通行料の実費を支給する。

第14条 自家用車において県外の旅行をする場合にあっては、会長が会務の性質上必要があると認めた場合に、有料道路通行料の実費を支給する。

第15条 2人以上の役員等が会務を共同で遂行するため旅行する場合において、自家用車を利用するとき、もしくは他の者の自家用車に同乗する場合、同乗者の旅費は支給しない。ただし、水路区間については、船賃を支給する。

第16条 自家用車を利用して旅行した役員等が旅行中において、交通事故等により第三者に損害を与えた場合は、自動車損害賠償保障法に基づく強制保険および任意保険の保険額で賠償するものとする。

第17条 役員等が自家用車利用による旅行中、当該車両が交通事故、自損事故等により被った物的損害については、本会は損害賠償等の負担はしない。

第18条 会務を遂行中に通常の合理的な経路上において、役員等が傷害、または死亡した場合は、本会が加入する保険の範囲内で、見舞金を支給する。

第19条 本会の会務で旅行した場合であっても、本会以外から旅費の支給があるときは、本会からの旅費は支給しない。

### 第3章 補則

第20条 その他の必要事項が生じたときは、理事会において議決する。

第21条 この規定の改廃は理事会の議決を経て、直近の総会に報告しなければならない。

### 附 則

- 1 この細則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本規程は、平成28年4月1日より一部改正により施行する。
- 3 本規程は、平成30年4月1日より一部改正により施行する。

別 表

旅費等の内訳	摘 要
旅 費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原則として公共交通機関の料金</li> <li>・ 自家用自動車を利用するにあたっては、距離×15円のガソリン代を支給する</li> </ul> ※ 県内移動に関しては、別の通りとする
宿泊費	実費（但し、上限10,000円/日） ※ 領収証を添付のこと

愛媛県理学療法士会  
県内旅費交通費規程



[地域分類]5地域

- ① 四国中央市
- ② 新居浜市、西条市、今治市
- ③ 松山市、東温市、伊予市  
松前町、砥部町、久万高原町  
内子町
- ④ 大洲市、八幡浜市、西予市  
伊方町
- ⑤ 宇和島市、鬼北町、松野町  
愛南町

[旅費交通費算定基準]

- ・ 各地域内 : 2,000円
- ・ 一つ跨ぐ : 2,500円
- ・ 二つ跨ぐ : 4,500円
- ・ 三つ以上跨ぐ : 5,500円
- ・ 高速料金は必要に応じて支給する。但し、領収書を提出すること。
- ・ 乗り合わせの場合は、同地域内での活動とし、2,000円とする。
- ・ 公共交通機関の場合は、実費を支払う。